

「審議経過報告」において、さらに検討を要するものとされている主な事項

第IV章 2. (1) 制度の基本設計 関係

① 区分制の課程の導入

【審議経過報告における記述 (p18)】

《制度の基本設計》

ア) 学士課程相当の課程を提供する機関

- ・ 当該機関の課程については、4年一貫制のほか、前期2年又は3年、後期2年又は1年の区分制にもできるようにすることを検討する。

- 4年課程における区分制の導入は、前期課程から後期課程へ引き続きの進学だけでなく、前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校)から編入学する、他の高等教育機関を既に卒業し就職等した社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積上げ型の多様な学習スタイルを可能にすることとなる。その制度化に関しては、課程の体系性の確保や、各段階ごとの出口水準の明確化などに留意するとともに、他の高等教育機関の制度との整合を図る観点から、さらに必要な検討を進めるべきである。

第IV章 2. (2) 具体的設計 関係

② 実習等の割合及び企業内実習等の時間数

【審議経過報告における記述 (p19)】

《教育内容・方法》

- ・ インターンシップをはじめとした企業内実習等や、その他の実習等による授業科目を充実し、座学で学んだ知識も実体験を通じて定着させる。企業内実習など企業等と連携して行う授業等について、質の確保を図りつつ、一定時間以上の履修を義務付けるとともに、これを含めた実習等の科目全体の割合についても、一定割合以上を義務付ける。

③ 実務家教員・研究能力を併せ有する実務家教員の割合

【審議経過報告における記述 (p19)】

《教員組織》

- ・ 各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置するよう義務付ける。
- ・ 理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付ける。

④分野別質保証の観点を取り入れた評価、情報公表等の導入方法

【審議経過報告における記述 (p20,p23・24)】

《設置認可、評価など質保証における連携》

- ・ 専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れた評価、情報公表等について、社会のニーズの変化への迅速な対応等も含め、効果的な導入方法を検討する。

《質保証の仕組み》

- …大学体系に位置付くとともに、産業界と連携して教育を行う機関として、情報公表や評価についても、相当の水準を求める必要がある。…

- ・ 大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付ける。認証評価に関しては、分野別質保証の観点を取り入れた評価の導入も検討する。
- ・ 情報公表及び評価に当たっては、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し、各機関の教育の質や学生の学修成果をわかりやすく明示していくものとする。そのため、できる限り客観的な指標を取り入れることについて検討する。

⑤必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積に関する基準

【審議経過報告における記述 (p22・23)】

《教育条件》

- 新たな高等教育機関の教員数、施設設備などの教育条件については、質の高い高等教育機関として求められる条件を備えるよう、現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を取り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準を検討する必要がある。特に、新たな機関では、常に最新の知識・技術等を教育内容に反映できるよう、教員の流動性の確保が重要となるほか、社会人学生も多く受け入れるなどの特性があり、こうした特性に留意した基準の設定が必要となる。なお、高度に専門的な職業教育を行う新たな機関は、各専攻ごとの収容定員が小規模になることも想定される。以上を踏まえ、新たな高等教育機関の教育条件については、次の観点から、さらに、適切な基準の検討を進めるべきである。

- ・ 必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定する(校舎面積等については、小規模の専攻等に対する基準の整備についても検討する。)

⑥同時に授業を受ける学生の数に関する基準

【審議経過報告における記述 (p23)】

《教育条件》

- …新たな高等教育機関の教育条件については、次の観点から、さらに、適切な基準の検討を進めるべきである。

- ・ 一の授業科目について同時に授業を受ける学生の数については、大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、適切な水準を設定する(教員配置の充実と相まって、実習等における少人数指導体制など必要な体制を確保する。)

第IV章 2. (3) 制度全般にわたる事項 関係

⑦学位の種類・表記の在り方

【審議経過報告における記述 (p24・25)】

《学位の種類・表記》

- 授与する学位の種類・表記については、世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方や、我が国における既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい設定の方法を検討する。
- なお、新たな機関の修了者に授与する短期大学士相当の学位については、現行の短期大学における短期大学士の学位や、高等専門学校における準学士の称号との関係にも留意しつつ、その在り方を検討する必要がある。

⑧ 名 称

【審議経過報告における記述 (p25)】

《名称》

- 例えば、「専門職業大学」等の名称が考えられるが、大学体系に位置付き、専門職業人材の養成を担う実践的な職業教育機関として、相応しい名称を検討する。

⑨大学院設置の在り方

【審議経過報告における記述 (p25)】

《設置形態》

- …学士相当の学位取得に導く課程(修業年限4年の課程)を置く機関については、これへの大学院設置の在り方について、今後、検討を要する。

⑩財政措置の在り方

【審議経過報告における記述 (p25)】

《財政措置》

- 新たな高等教育機関に対する財政措置については、実践的な職業教育を行い、専門職業人材の養成を担う高等教育機関として相応しい措置の在り方について、検討する必要がある。